

様式第1号（第3条関係）

2松（地経）第2039号
令和3年1月13日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和2年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年1月8日付松監第50号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課 産業経済部 地域経済課	所管課長氏名 佐伯 文男
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
まつやま働き方改革推進会議負担金 ・前金払の報告について この事業の負担金は実施前に支出し前金払扱いとなるため、用件終了後、松山市財務会計規則第80条第2項に基づき会計管理者に報告することとなっているが、報告されていない状況が見受けられた。前金払をしたときは規則に基づき報告されたい。	まつやま働き方改革推進会議負担金 ・前金払の報告について ご指摘いただいたあと、直ちに松山市財務会計規則第80条第2項に基づき、会計管理者へ報告しました。 今後は、松山市財務会計規則に基づいた適正な事務処理を行います。

様式第1号（第3条関係）

2松（文化）第201号
令和3年3月5日

（宛先）松山市監査委員様

松山市長 野志 克仁

令和2年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年1月8日付松監第50号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課 坂の上の雲まちづくり部 文化・ことば課	所管課長氏名 石橋 美幸
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
松山市北条ふるさと館 ・管理業務の再委託について 指定管理者の管理業務については、基本協定書第8条により、事前に松山市の承諾を受けた場合には、一部を第三者に委託することができるものと規定されているが、承諾を受けずに再委託している状況が見受けられた。 担当課においては、再委託する場合は事前に承諾を受けるよう指導されたい。	松山市北条ふるさと館 ・管理業務の再委託について 指定管理者の管理業務について、指定管理者に指導のうえ、基本協定書第8条に基づき再委託の承諾を行った。 また、再発防止のため、年度初めに再委託承諾願いの提出があったことを必ず確認するように改善した。 今後は、関係法令等に従い適正な事務処理に努める。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

2松(教支援)第 184 号

令和 3 年 3 月 8 日

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 藤田 仁

令和 2 年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和 3 年 1 月 8 日付松監第 50 号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 教育支援センター事務所	所管課長氏名 安井 晋
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
松山市青少年センター ①寄附物品の適正な受入について 指定管理者が管理業務の経費により取得した備品については、基本協定書第 23 条第 2 項により松山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)へ寄附するものとして当該備品に係る一覧表は提出されているものの、指定管理者制度運用マニュアルにより寄附に際して必要とされる寄附採納願の提出がされていなかった。また、松山市財務会計規則第 357 条に定める寄附物品受入調書による会計管理者への合議もされていなかった。 担当課においては、各種規程に基づき適正な手続きを行われたい。 ②備品の適正な貸付けについて 基本協定書第 22 条第 1 項により、教育委員会が指定管理者へ貸し付けるものとして別表 2 に定めた備品について、担当課が備える備品台帳に一致していない状況が見受けられた。これは、基本協定書締結以前に教育委員会が廃棄処分を行っていた備品を誤って別表 2 に記載していたためであった。 また、基本協定書第 23 条第 2 項による寄附物品について、その後指定管理者へ貸付けられているが、指定管理者制度運用マニュアルにより必要とされる指定管理者からの借用願の提出がなく、担当課による財務会計システム上での処理もされていない状	松山市青少年センター ① 寄附物品の適正な受入について 指定管理者からの寄附物品については、速やかに寄附採納願の提出及び、寄附物品受入調書による会計管理者への合議を行いました。 今後は、各種規定に基づき適正な手続きに努めます。 ② 備品の適正な貸付けについて 指定管理者に貸し付ける備品として基本協定書別表 2 (備品リスト) に、すでに廃棄処分を行った備品を誤って記載していたことについて、基本協定書の変更を行い、基本協定書別表 2 (備品リスト) の修正を行いました。 また、寄附物品について、財務会計システムの登録処理を行い、借用願を指定管理者から提出させるとともに、上記と合わせ、基本協定書別表 2 (備品リスト) の変更を行いました。 今後は、同様の事例が発生しないよう、適切な事務処理に努めます。 ③管理業務仕様書に基づく受益者負担金の取扱いについて 一部の事業で、受益者負担金の徴収事務が、管理業務仕様書と異なる取り扱いとなっていたことについて、令和元年度受益者負担金の松山市への納入については、受益者負担に伴う対象経費を指定管理料に含ん

<p>況が見受けられた。</p> <p>備品の貸付けにあたり適正な手続きを行うとともに、基本協定書第 23 条第 3 項によるたな卸し作業を適切に行い、異動が発生したものについてはその後速やかに別表 2 の変更を行われたい。</p> <p>③管理業務仕様書に基づく受益者負担金の取扱いについて</p> <p>基本協定書第 5 条第 3 項により遵守すべきとされる管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）において、事業に関する受益者負担金は松山市の歳入とすることと定められているが、一部の事業で受益者負担金が指定管理者の収入とされている状況が見受けられたため、仕様書に基づき松山市へ納入されたい。</p> <p>また、今後、受益者負担金を徴収するにあたっては、私人の公金取扱いの制限を受ける歳入であることから、担当課において徴収事務を行われたい。</p>	<p>でならず、指定管理者の事業実施に伴う収入として重複していないことから、今回指定管理者から納入を求めないこととしました。</p> <p>なお、令和 2 年度については、仕様書に規定された他の事業で実施方法の変更等があったことから、指定管理料の事業費内での調整を行った上で、市の歳入として処理を行いました。</p> <p>また、令和 3 年度については、必要経費として指定管理料に計上しています。</p> <p>今後は、協定に基づく管理業務仕様書に従い、適正な事務処理に努めます。</p>
--	---